

令和6年度宮城県プレイパーク運営等業務委託

公募型プロポーザル企画提案募集要領

宮城県 土木部 都市計画課

令和6年度宮城県プレイパーク運営等業務委託 企画提案募集要領

この要領は、宮城県プレイパーク運営等業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 案件名

令和6年度宮城県プレイパーク運営等業務委託

2 事業目的

本業務は、県立都市公園内において、安全・安心して子育てできる公園環境を構築するため、公園の強みである屋外あそび場（プレイパーク¹）に子どもの遊びを促すプレイリーダー²を配置し、子どもの健康増進を図るなど、子育て世代に配慮した管理運営を推進することを目的とする。

3 業務内容

別紙「仕様書（案）」のとおり。

なお、内容については、企画提案書を基本とするが、発注者と受注者で協議の上、企画提案書の内容に修正・調整等を加えて実施する場合がある。

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月28日（金）まで

5 事業費（委託上限額）

金 4,600,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

6 実施場所

加瀬沼公園

所在地：宮城県宮城郡利府町加瀬字新堤下7-1

第2 応募資格

この企画提案に参加を申し込む者（以下「企画提案者」という。）は、次の全ての資格・要件に該当する者でなければならない。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- 3 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされ

¹ プレイパークとは、すべての子どもが自由に遊ぶことを保障する場所であり、子どもは遊ぶことで自ら育つという認識のもと、子どもと地域と共にづくり続けていく、屋外の遊び場である。

² プレイリーダーとは、子どもがいきいきと遊ぶことのできる環境をつくり、子どもがやりたいことを実現できるよう、子どもの遊びを促す大人のこと。

ていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。

- 4 この業務の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- 5 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- 6 地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 7 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- 8 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定するもの）に該当しない者であること。
- 9 宮城県内に活動拠点（本社又は営業所）を有する法人であり、当該事業を実施する体制が整っている又は整うことが見込まれること。
- 10 共同事業体にあっては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下のすべての要件を満たしていること。
 - (1) すべての構成員が、上記1から9に掲げる条件を満たしていること。
 - (2) 構成員が本条件における他の共同事業体の構成員として、又は単独により本募集に参加していないこと。
 - (3) 本募集の企画提案参加表明書の提出時より前に、共同事業体を成立させていること。
 - (4) 業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。
 - (5) 本募集の企画提案参加表明書の提出時から契約締結時まで、構成員の変更ないこと。

第3 スケジュール（予定を含む）

企画提案募集に係る公告	令和5年12月25日（月）
業務に係る質問受付期限	令和6年1月11日（木）正午まで
質問回答期限	令和6年1月18日（木）
企画提案書類の提出期限	令和6年1月25日（木）午後5時まで
企画提案に関する選定委員会の開催	令和6年2月8日（木）
選定結果の通知及び公表	令和6年2月中旬
契約締結	令和6年3月上旬

第4 応募手続

1 質問の受付

- (1) 受付期限 令和6年1月11日（木）正午まで（必着）
- (2) 質問先 宮城県土木部都市計画課公園緑地班（事務局）
- (3) 質問方法

下記の電子メールアドレス宛て、質問書（様式第1号）を添付ファイルとして送信すること。

他手段（電話、ファクシミリ、直接の来庁等）での質問や、受付期限を過ぎて送信された質問は受け付けない。

電子メールアドレス：tosikek@pref.miyagi.lg.jp

（4）回答方法

令和6年1月18日（木）までに、宮城県土木部都市計画課のホームページに掲載する。企画提案者は必ず全ての質問・回答を確認すること。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な企画提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

2 企画提案への参加申込み

- (1) 提出期限 令和6年1月25日（木）午後5時
- (2) 提出先 宮城県土木部都市計画課公園緑地班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

（3）提出方法

郵送又は持参。（持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までの間に限り受け付ける。）

（4）提出書類

- イ 企画提案参加表明書（様式第2号） 1部
- ロ 共同事業体結成に係る届出書（様式第3号）（共同事業体の場合のみ） 1部
- ハ 企画提案応募資格に係る宣誓書（様式第4号） 1部
- ニ 企画提案書等の提出（様式第5号） 1部
- ホ 企画提案書（任意様式） 3部

※ 企画提案書は表紙を含め20ページ以内とする。

※ A4判両面印刷とし、ページ番号を付してクリップ留めすること。

※ 表紙に事業者名を表示すること。

※ 本要領「第1 募集事項」及び「第6 審査項目・配点」、別紙仕様書（案）記載の業務内容を踏まえ、次の項目を含む構成とすること。

プレイパークの運営に関すること、プレイパークの管理に関すること、プレイパーク利用実態調査に関すること、職員の配置に関すること（配置する職員全員の実績等がわかるもの等）、類似業務の実績（期間、場所、内容、体制等）、自由企画提案（開催日の提案を含む）

へ 事業経費見積書（任意様式） 1部

※ A4判片面印刷とし、別紙仕様書（案）の項目ごとに単価、数量、金額を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、事業費（委託上限額）以内で合計金額を記載すること。

ト 申請日の属する事業年度の前3年度分の貸借対照表、損益計算書その他団体の財務の状況を示す書類

3 留意事項

- (1) この企画提案のために要する全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書等について、提出後の差替え、変更、取消及び再提出は認めない。
また、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等の内容について、県が設置する選定委員会の開催に先立ち事務局から説明を求める場合がある。

第5 審査方法

- (1) 県が設置する選定委員会において、各応募者の提出する提案書、提案内容のプレゼンテーション及びその質疑応答を、評価基準・配点に基づき総合的に評価し、評価点が高い順に付けた評価点順位の合計が小さい企画提案者から順に順位を決定する。評価点順位の合計が同点1位の場合は、当該企画提案者を評価点順位1位とした委員数が多い企画提案者を、更に評価点順位第1位とした委員数が同数の場合は、各委員の評価点の総合計が高い企画提案者を、業務の委託候補者として選定する。評価点の総合計が同点の場合は、当該企画提案者の中で抽選により、本業務の委託候補者として選定する。
- (2) 企画提案者が多数の場合は、選定委員会において、あらかじめ提出書類による予備審査を行い、上位5者程度を選抜し提出書類及びプレゼンテーションによる本審査を行う。
- (3) 企画提案者が1者の場合も選定委員会の委員全員による本審査を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、本業務の委託候補者として決定する。
- (4) 応募者がいない場合、応募者全員が失格した場合又はすべての提案が事業目的を達することができないと判断した場合には、本公募を取りやめ、再度企画提案を募集する。なお、再公募の実施に当たっては、必要に応じ、公募内容を変更する場合がある。

【プレゼンテーションについて】

- 1 日時 令和6年2月8日（木）予定
- 2 場所 宮城県行政庁舎又は宮城県自治会館

※ 日時及び場所の詳細については、別途企画提案者に連絡する。

3 実施方法

- ・出席者は、企画提案者1者につき3人以内とする。
- ・企画提案者1者当たりの持ち時間は30分以内（説明10分以内、質疑応答

20分以内)とする。

- ・事前に提出された企画提案書を用いてプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布や資料の差し替え等は認めない。

第6 審査項目・配点

次の審査項目、審査内容及び配点による。

審査項目	審査内容	配点
企画提案書に関すること	企画提案書の内容が適切であるか。	5
プレイパークの運営に関すること	実施内容に関する提案内容が適切であるか。	5
	施設利用の案内業務の提案内容が適切であるか。	5
	危機管理への対応の提案内容が適切であるか。	5
	施設内巡回及び安全確認の提案内容が適切であるか。	5
	広報活動に関する提案内容が適切であるか。	5
プレイパークの管理に関すること	日常的な清掃、ごみ拾いの提案内容が適切であるか。	5
	ごみの収集、処理に関する提案内容が適切であるか。	5
職員の配置などに関すること	プレイリーダーの配置について適切であるか。	10
	配置するプレイリーダーは、他の施設での実績があるか。	10
類似業務に関すること	企画提案者は、他施設でのプレイパークの運営実績があるか。	20
事業費の節減及び財務状況に関すること	事業費の節減が図られているか。	4
	財務状況は適切か(流動比率、自己資本比率等)。	6
自由企画提案	企画提案者の自由な企画提案について特に評価すべき内容であるか。	10
合計		100

審査内容ごとに優から不可までの4段階で評価し、配点に評価に応じた以下の係数を乗じて得た数値の合計値を評価点とする。

評価	優	良	可	不可
係数	1.0	0.5	0	-1.0

第7 失格事由

次の要件に該当したときは、失格とする。

- 1 「第2 応募資格」に違反した場合
- 2 提出書類に不備があった場合
- 3 企画提案書に虚偽の記載をした場合
- 4 同一の企画提案者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- 5 企画提案書提出後、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に規定する資格制限を受けた場合
- 6 企画提案書提出後、宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に該当すると認められた場合
- 7 企画提案者が故意に選定委員会委員に接触した場合
- 8 その他公正な企画提案の執行を妨げたと認められる場合

第8 選定・非選定結果の通知方法

本審査における選定・非選定の結果については、後日、全ての企画提案者に対し、文書で通知する。

なお、審査・選定結果及び講評等に関する質問には応じない。

第9 選定結果の公表方法

選定された委託候補者の名称、参加した企画提案者の名称、評価点順位の合計等を都市計画課のホームページに公表する。

なお、参加した企画提案者が2者以上の場合、非選定者の評価点順位の合計が特定されないようその記載は省略する。

第10 提出関係書類の様式

様式第1号：質問書

様式第2号：企画提案参加表明書

様式第3号：共同事業体結成に係る届出書

様式第4号：企画提案応募資格に係る宣誓書

様式第5号：企画提案書等の提出

様式第6号：取下願

第11 その他必要な事項

- 1 委託候補者選定後の手続

- (1) 受注者の決定

選定委員会において決定した委託候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結するため、優先交渉者から見積書を徴収する。委託業務仕様書は優先交渉者と協働で作成するものとし、見積価格が予定価格の範囲内である場合をもって当該委託候補者を受注者に決定し、契約を締結する。ただし、特別な理由により優先交渉者と契約締結ができ

ない場合は、他の企画提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した企画提案者を受注者とする。

(2) 契約書の作成

県と受注者で協議の上、契約書を作成する。

(3) その他契約に関する事項

- イ 県は、業務の委託に際して、選定された企画提案書等の内容をもとに、別紙仕様書（案）の記載事項を追記、変更又は削除することができる。
- ロ 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、本業務による成果品が第三者の知的財産権を侵害することができないよう、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、解決に要する費用を含め、受注者の責任において解決すること。
- ハ 本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、隨時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、事業の目的を推進するための二次的な利用も可能となるように対応すること。
- ニ 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- ホ 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- ヘ 本事業は、年度当初から業務を開始する必要があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象事業として、年度開始（歳出予算成立）前に企画提案の手続きを進めるものである。したがって、本件に係る歳出予算が不成立となったときは、契約手続きの中止や契約の解除を行う。

2 その他

提出された企画提案書等は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。